



令和2年度 医療機器開発推進研究事業 公募説明会

提案書類受付

令和元年11月18日(月)～令和元年12月23日(月)正午【厳守】

日本医療研究開発機構 (AMED)
産学連携部 医療機器研究課

AMED公募ホームページURL : <https://www.amed.go.jp/koubo/>

アカデミア等の基礎研究成果を企業の応用研究、及び、医療機関での臨床研究を通して、シームレス、かつ、速やかに患者さんに届ける。

基礎研究

応用研究

非臨床

臨床研究・治験

医療機器開発推進研究事業

医工連携事業化推進事業

未来医療を実現する医療機器・システム
研究開発事業

産学連携医療イノベーション創出プログラム
※医療機器に限らず、医療技術全般を対象

先端計測分析技術・機器開発プログラム

開発途上国・新興国等における医療技術等実用化研究事業

次世代医療機器連携拠点整備等事業(人材育成)

ロボット介護機器開発・導入促進事業

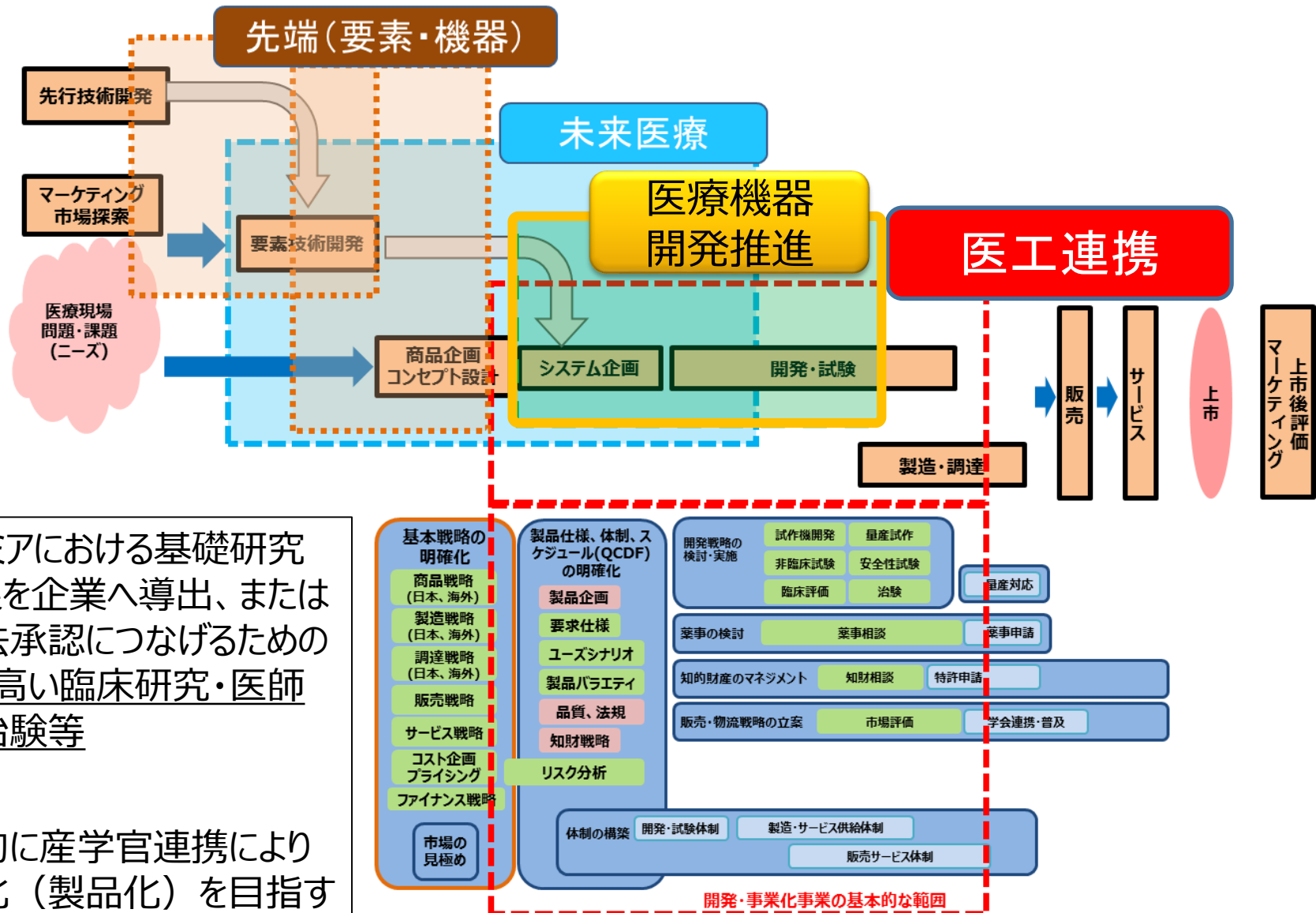
実用化に向けた運営・管理
●異なる研究開発主体・手法の融合

大学等における「基礎研究」の成果と、企業・医療機関等における「応用研究」「臨床研究」の活動を、有効に(相互補完的に)組み合わせます

●異なる研究開発フェーズをシームレスにつなぐ

研究開発の成果を、「原理の発見」から「ヒトを対象とするPOCの確立」、さらに「臨床上の効果の確認」へと進展させます

医療機器開発推進研究事業の範囲



アカデミアにおける基礎研究の成果を企業へ導出、または薬機法承認につなげるための、質の高い臨床研究・医師主導治験等

最終的に産学官連携により実用化（製品化）を目指すこと

本日の説明事項

- 公募要領
- 研究開発提案書
- 参考 e-Radによる提案の流れ

本日の説明事項

- 公募要領
- 研究開発提案書
- 参考 e-Radによる提案の流れ

本事業について

公募要領 P.4

(2) 医療機器開発事業の実施内容

本研究事業は、国民により安全な医療技術を早期に提供することを目的として、日本で生み出された基礎研究の成果を、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、薬機法）」にもとづく**革新的な医療機器の承認に繋げる**ため、実用化への見込みが高く、科学性及び倫理性が十分に担保され得る**質の高い臨床研究・医師主導治験等を推進**する。

研究体制について

公募要領 P.6

II.1. 応募資格者

本公募課題は事業化を見据えた研究開発を対象とすることから、**医療機関（臨床医）** および**民間企業の両者の体制参加を原則とします。**

（いずれかの体制参加がない提案についても、応募は受理しますが、**両者の体制がそろった提案を優先して採択します。**）

公募要領 P.43, P.48, P.53, P.57, P.63

XI. (5) 採択条件 (g)

民間企業と連携して実施する研究である場合は、研究の実施における当該民間企業の役割を研究開発提案書へ具体的に明記するとともに、**当該民間企業を代表機関または分担機関として研究開発体制に参画させること。**なお、研究課題の応募時に民間企業との連携がない場合は、研究期間終了時までどのようにして民間企業と連携していくのかを提案書へ具体的に記載すること。

#	公募課題名	委託研究開発費の規模※(間接経費を含まず)	委託研究開発実施予定期間※	採択課題予定数
1.	医療費適正化に資する革新的医療機器の探索的医師主導治験・臨床研究	1課題あたりの上限 年間30,000千円程度	3年 令和2年度～ 令和4年度	0～3課題
2.	医療費適正化に資する革新的医療機器の検証的医師主導治験	1課題あたりの上限 年間46,000千円程度	3年 令和2年度～ 令和4年度	0～2課題
3.	高齢者向けまたは在宅医療の推進に資する革新的医療機器の医師主導治験・臨床研究	1課題あたりの上限 ・年間30,000千円程度 (探索的医師主導治験・臨床研究の場合) ・年間46,000千円程度 (検証的医師主導治験の場合)	3年 令和2年度～ 令和4年度	0～2課題
4.	小児用医療機器の実用化を目指す医師主導治験・臨床研究	1課題あたりの上限 ・年間46,000千円程度 (探索的医師主導治験・臨床研究の場合) ・年間60,000千円程度 (検証的医師主導治験の場合)	5年 令和2年度～ 令和6年度	0～2課題
5.	既存の疾患登録システム(患者レジストリ)を活用した革新的医療機器の実用化を目指す臨床研究・医師主導治験等	1課題あたりの上限 年間30,000千円程度	3年 令和2年度～ 令和4年度	0～3課題

※研究開発費の規模および新規採択課題予定数等は、公募開始後の予算成立の状況等により変動することがあります。

※委託研究開発費および実施予定期間については、中間評価等の結果をふまえ、対象疾患や課題実施状況を考慮して適宜調整します。

イベント	スケジュール
公募期間	2019年11月18日（月）正午～2019年12月23日（月）正午
提案書類受付期間	2019年11月18日（月）正午～2019年12月23日（月）正午 【厳守】
書面審査	2020年1月上旬～2月上旬（予定）
ヒアリング審査	2020年2月中旬（予定） ヒアリングを実施する場合は、「研究開発代表者」に対して電子メールで御連絡します。
採択可否の通知	2020年3月上旬（予定）
研究開発開始	2020年4月1日（予定）

※e-Radシステムの使用に当たっての留意事項

「研究開発代表者」が所属する研究機関、「研究開発分担者」が所属する研究機関は、応募時までにe-Radに登録されていることが必要となります。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。⁹

公募課題 1

公募課題名：
医療費適正化に資する革新的医療機器の
探索的医師主導治験・臨床研究

目標について

公募要領 P.42

本公募課題では、医療費適正化に資する革新的な医療機器について、検証的治験プロトコルの確立を目指した探索的医師主導治験・臨床研究を支援する。これにより、医療費の適正化に貢献しつつ健康寿命の延伸や患者QOLの向上に貢献する。

求められる成果

公募要領 P.42

(3) 求められる成果

医療費適正化に資する革新的な医療機器について、探索的医師主導治験または臨床研究を実施し、本研究開発期間の終了時点までに下記を達成すること。

探索的医師主導治験または臨床研究を完了し、検証的治験プロトコルを確立すること。

採択条件について（1）

公募要領 P.42

（a）～（d）を全て満たすことを必須条件とする

（a）事業趣旨および公募課題の目標と合致し、求められる成果の創出が期待できること。

（b）開発対象物が薬機法における医療機器に該当するものであること。

医薬品・再生医療等製品・体外診断薬など医療機器に該当しないものは本公募課題の対象としないので留意すること。また、提案書には開発対象物の概要と開発状況を明示すること。開発対象物の概要については、該当する一般的名称、クラス分類や、効能・効果、対象とする疾患と患者数を明記すること。

（該当する一般的名称がない場合は、想定するクラス分類と判断理由を詳しく記載すること）。開発状況については、現時点における研究開発の状況と、残された課題を具体的に記載すること。

採択条件について（２）

公募要領 P.43

- （c）開発対象の医療機器が医療費適正化に資するものであり、現在の医療に革新をもたらすものであること。研究開発提案書には、
- 対象疾患の治療においてどのような問題が生じており、どのようなニーズがあるか、が記載されていること。
 - 当該医療機器により期待される医療費適正化効果が根拠も含めて定量的かつ明確に記載されていること。
 - 開発対象の医療機器により問題が解決される根拠について、機器の原理及び医療現場での利用方法並びに新たに創出される医療技術等を適宜含めて具体的に記載されていること。
 - 既存の医療や競合技術（研究開発途上も含める）に対する差異や優位性が明確に示されていること。

採択条件について (3)

公募要領 P.43

(d) 薬機法承認までのロードマップが明確な研究であること。

時期	必須事項	
	探索的医師主導治験	臨床研究
研究開始	PMDA による対面助言を受けること	
<u>2年度中間評価</u>	IRBの承認を受けて <u>探索的医師主導治験を開始</u> すること	CRB等の承認を受けて <u>臨床研究を開始</u> すること

採択された場合は、毎年度末に中間評価を実施し、研究開始時に提出した研究開発計画に対する達成度を厳格に評価する。

公募課題 2

公募課題名：
医療費適正化に資する革新的医療機器の
検証的医師主導治験

目標について

公募要領 P.47

本公募課題では、医療費適正化に資する革新的な医療機器についての臨床開発を推進する。これにより、医療費の適正化に貢献しつつ健康寿命の延伸や患者QOLの向上に貢献する。

求められる成果

公募要領 P.47

(3) 求められる成果

医療費適正化に資する革新的な医療機器について、薬機法承認を目指した検証的医師主導治験を実施し、本研究開発期間の終了時点までに以下を達成すること。

検証的医師主導治験を完了し、医療機器製造販売業者への導出

採択条件について（1）

公募要領 P.47

（a）～（d）を全て満たすことを必須条件とする

（a）事業趣旨および公募課題の目標と合致し、求められる成果の創出が期待できること。

（b）開発対象物が薬機法における医療機器に該当するものであること。

医薬品・再生医療等製品・体外診断薬など医療機器に該当しないものは本公募課題の対象としないので留意すること。また、提案書には開発対象物の概要と開発状況を明示すること。開発対象物の概要については、該当する一般的名称、クラス分類や、効能・効果、対象とする疾患と患者数を明記すること。

（該当する一般的名称がない場合は、想定するクラス分類と判断理由を詳しく記載すること）。開発状況については、現時点における研究開発の状況と、残された課題を具体的に記載すること。

採択条件について（2）

公募要領 P.47

- （c）開発対象の医療機器が医療費適正化に資するものであり、現在の医療に革新をもたらすものであること。研究開発提案書には、
- 対象疾患の治療においてどのような問題が生じており、どのようなニーズがあるか、が記載されていること。
 - 当該医療機器により期待される医療費適正化効果が根拠も含めて定量的かつ明確に記載されていること。
 - 開発対象の医療機器により問題が解決される根拠について、機器の原理及び医療現場での利用方法並びに新たに創出される医療技術等を適宜含めて具体的に記載されていること。
 - 既存の医療や競合技術（研究開発途上も含める）に対する差異や優位性が明確に示されていること。

採択条件について (3)

公募要領 P.48

(d) 薬機法承認までのロードマップが明確な研究であること。

時期	必須事項
	検証的医師主導治験
研究開始 <u>2年度中間評価</u>	PMDA による対面助言を受けること
	IRBの承認を受けて 検証的医師主導治験を開始すること

採択された場合は、毎年度末に中間評価を実施し、研究開始時に提出した研究開発計画に対する達成度を厳格に評価する。

公募課題 3

公募課題名：

高齢者向けまたは在宅医療の推進に資する
革新的医療機器の医師主導治験・臨床研究

目標について

公募要領 P.51

高齢化の進展に伴い、診断や治療だけでなく、重篤化の予防や治療後の生活の質向上の観点からも、高齢者に対する医療や、在宅医療分野における医療ニーズに対応することがますます重要である。

また、在宅医療の推進に向けては、在宅において良質かつ適切な医療を効率的に提供することが重要である。

本公募課題では、在宅医療の推進に資する医療機器、高齢者に特徴的な疾病に関する医療機器の薬機法承認をめざす医師主導治験または臨床研究を推進する。これにより、健康長寿社会の実現を目指し、健康寿命の延伸や患者QOLの向上に貢献する。

求められる成果

公募要領 P. 51

(3) 求められる成果

高齢者向け、または在宅医療の推進に資する革新的医療機器の薬機法承認を目指した医師主導治験、または臨床研究を実施し、本研究開発期間の終了時点までに以下を達成すること。

- 探索的医師主導治験または臨床研究を実施する場合：

探索的医師主導治験または臨床研究を完了し、**検証的治験プロトコルを確立**すること

- 検証的医師主導治験を実施する場合：

検証的医師主導治験を完了し、**医療機器製造販売業者への導出**

採択条件について（1）

公募要領 P.52

（a）～（d）を全て満たすことを必須条件とする

（a）事業趣旨および公募課題の目標と合致し、求められる成果の創出が期待できること。

（b）開発対象物が薬機法における医療機器に該当するものであること。

医薬品・再生医療等製品・体外診断薬・介護機器などの医療機器に該当しない提案や、在宅医療サービスや手法の開発が主体である提案は本公募課題の対象としないので留意すること。また、提案書には開発対象物の概要と開発状況を明示すること。開発対象物の概要については、該当する一般的名称、クラス分類や、効能・効果、対象とする疾患と患者数を明記すること。（該当する一般的名称がない場合は、想定するクラス分類と判断理由を詳しく記載すること）。開発状況については、現時点における研究開発の状況と、残された課題を具体的に記載すること。

採択条件について（２）

公募要領 P.52

- （c）開発対象の医療機器が高齢者医療、または在宅医療の推進に資するものであり、現在の医療に革新をもたらすものであること。研究開発提案書には、
- 対象疾患の治療においてどのような問題が生じており、高齢者医療、または在宅医療に対してどのようなニーズがあるか、が記載されていること。
 - 開発対象の医療機器により問題が解決され高齢者医療または在宅医療が推進される根拠について、機器の原理及び医療現場での利用方法並びに新たに創出される医療技術等を適宜含めて具体的に記載されていること。
 - 既存の医療や競合技術（研究開発途上も含める）に対する差異や優位性が明確に示されていること。
 - 機器により提供される在宅医療が効率的であり医療経済の観点からも妥当であることが、根拠も含めて定量的かつ明確に記載されていること。

採択条件について (3)

公募要領 P.52

(d) **薬機法承認までのロードマップが明確**な研究であること。

時期	必須事項	
	探索的医師主導治験または臨床研究	検証的医師主導治験
研究開始 2年度中間評価	PMDA による 対面助言 を受けること	
	IRB、CRB等の承認を受けて 探索的医師主導治験または臨床研究を開始 すること	IRBの承認を受けて 検証的医師主導治験を開始 すること

採択された場合は、毎年度末に**中間評価を実施**し、研究開始時に提出した研究開発計画に対する**達成度を厳格に評価**する。

公募課題 4

公募課題名：

小児用医療機器の実用化を目指す医師主導
治験・臨床研究

目標について

公募要領 P.56

小児領域においては、高いニーズが存在するものの開発がなかなか進捗しない分野もあり、研究開発の支援が必要とされている。

特に、小児用の小型又は成長追従性の医療機器等は、開発への要望が大きいにもかかわらず、治験の患者組み入れが困難、技術的に開発が困難等の理由により開発が遅れる傾向にある。

本公募課題では、小児領域のアンメットメディカルニーズに対応する医療機器の薬機法承認をめざす医師主導治験または臨床研究を推進する。これにより、小児医療の推進に貢献しつつ、健康寿命の延伸や患者QOLの向上に貢献する。

求められる成果

公募要領 P.56

(3) 求められる成果

小児医療の推進に資する小児用医療機器の薬機法承認を目指した医師主導治験または臨床研究を実施し、本研究開発期間の終了時点までに以下を達成すること。

- 探索的医師主導治験または臨床研究を実施する場合：

探索的医師主導治験または臨床研究を完了し、**検証的治験プロトコルを確立**すること

- 検証的医師主導治験を実施する場合：

検証的医師主導治験を完了し、**医療機器製造販売業者への導出**

採択条件について（1）

公募要領 P.56

（a）～（d）を全て満たすことを必須条件とする

（a）事業趣旨および公募課題の目標と合致し、求められる成果の創出が期待できること。

（b）開発対象物が薬機法における医療機器に該当するものであること。

医薬品・再生医療等製品・体外診断薬など医療機器に該当しないものは本公募課題の対象としないので留意すること。また、提案書には開発対象物の概要と開発状況を明示すること。開発対象物の概要については、該当する一般的名称、クラス分類や、効能・効果、対象とする疾患と患者数を明記すること。

（該当する一般的名称がない場合は、想定するクラス分類と判断理由を詳しく記載すること）。開発状況については、現時点における研究開発の状況と、残された課題を具体的に記載すること。

採択条件について（２）

公募要領 P.57

- （c）開発対象の医療機器が小児医療の推進に資するものであり、現在の医療に革新をもたらすものであること。研究開発提案書には、
- 対象疾患の治療においてどのような問題が生じており、小児医療に対してどのようなニーズがあるか、が記載されていること。
 - 開発対象の医療機器により問題が解決され小児医療が推進される根拠について、機器の原理及び医療現場での利用方法並びに新たに創出される医療技術等を適宜含めて具体的に記載されていること。
 - 既存の医療や競合技術（研究開発途上も含める）に対する差異や優位性が明確に示されていること。
 - 機器により提供される小児医療が効率的であり医療経済の観点からも妥当であることが、根拠も含めて定量的かつ明確に記載されていること。

採択条件について (3)

公募要領 P.57

(d) **薬機法承認までのロードマップが明確**な研究であること。

時期	必須事項	
	探索的医師主導治験または 臨床研究	検証的医師主導治験
研究開始 3年度中間評価	PMDA による 対面助言 を受けること	
	IRB、CRB等の承認を受け て 探索的医師主導治験また は臨床研究を開始 すること	IRBの承認を受けて 検証 的医師主導治験を開始 す ること

採択された場合は、毎年度末に中間評価を実施し、研究開始時に提出した研究開発計画に対する**達成度を厳格に評価**する。

公募課題 5

公募課題名：

既存の疾患登録システム（患者レジストリ）を
活用した革新的医療機器の実用化を目指す臨
床研究・医師主導治験等

目標について

公募要領 P.61

我が国の医療費増加は重要な問題と認識されており、医療費適正化に資する革新的な医療機器の臨床開発が重要である。一方で、医療機器の開発費用は世界的に高騰し、特に我が国は諸外国と比べて開発費用が高いことが課題となっている。このような課題を解決するために、近年、疾患登録情報を活用し効率的かつ低コストである臨床開発をはかる手法が世界的にも注目されている。

本公募課題では、既に構築済みの患者レジストリデータを効果的に活用して

- ・疫学調査、観察研究等を実施し、その結果に基づいて臨床研究・医師主導治験の計画を策定すること
- ・被検者リクルートや試験対照群に応用する等効率的な臨床研究・医師主導治験を立案・実施すること

等により、医療費適正化に資する革新的医療機器の早期の薬機法承認申請あるいは企業への導出を目指す。

求められる成果、採択条件

公募要領 P.61, 62

(3) 求められる成果

(5) 採択条件

以下のいずれかとする。

・既存の患者レジストリデータを活用した革新的医療機器の実用化を目指す疫学調査・観察研究等を立案・実施し、その結果に基づいた革新的医療機器の実用化を目指す臨床研究・医師主導治験の計画を策定すること。

・既存の患者レジストリデータを活用した革新的医療機器の実用化を目指す臨床研究・医師主導治験を立案・実施し、研究開発期間終了時に当該試験の総括報告書等を提出すること。また、当該試験成績等をもって薬機法承認申請を目指す企業へ導出することが望まれる。

※患者レジストリを新たに構築する提案は本公募課題の対象外とする。

採択条件について（追加）

公募要領 P.62

（a）～（d）を全て満たすことを必須条件とする

（a）事業趣旨および公募課題の目標と合致し、求められる成果の創出が期待できること。

（b）開発対象物が薬機法における医療機器に該当するものであること。

医薬品・再生医療等製品・体外診断薬など医療機器に該当しないものは本公募課題の対象としないので留意すること。また、提案書には開発対象物の概要と開発状況を明示すること。開発対象物の概要については、該当する一般的名称、クラス分類や、効能・効果、対象とする疾患と患者数を明記すること。

（該当する一般的名称がない場合は、想定するクラス分類と判断理由を詳しく記載すること）。開発状況については、現時点における研究開発の状況と、残された課題を具体的に記載すること。

採択条件について（追加）

公募要領 P.62

- （c）開発対象の医療機器が医療費適正化に資するものであり、現在の医療に革新をもたらすものであること。研究開発提案書には、
- ・対象疾患の治療においてどのような問題が生じており、どのようなニーズがあるか、が記載されていること。
 - ・開発対象の医療機器により期待される医療費適正化効果が根拠も含めて定量的かつ明確に記載されていること。
 - ・開発対象の医療機器により問題が解決される根拠について、機器の原理及び医療現場での利用方法並びに新たに創出される医療技術等を適宜含めて具体的に記載されていること。
 - ・既存の医療や競合技術（研究開発途上も含める）に対する差異や優位性が明確に示されていること。

採択条件について (3)

公募要領 P.62

(d) 薬機法承認までのロードマップが明確な研究であること。

時期	必須事項	
	疫学調査または 観察研究等	臨床研究または 医師主導治験
研究開始 2年度中間評価	PMDA による対面助言を受けること	
	IRB等の承認を受けて疫学調査または観察研究等を開始すること	IRB、CRB等の承認を受けて臨床研究または医師主導治験を開始すること

採択された場合は、毎年度末に中間評価を実施し、研究開始時に提出した研究開発計画に対する達成度を厳格に評価する。

共通事項

審査方法について

公募要領 P.12～P.14

(1) 審査方法

本事業における研究開発課題の採択に当たっては、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の資源配分の意思決定を行うため、外部有識者等の中からAMED理事長が指名する評価委員を評価者とする事前評価（審査）を実施します。課題評価委員会は定められた評価項目について評価を行い、これを基にAMEDが採択課題を決定します。

(2) 審査項目と観点

本事業における課題の採択に当たっては、研究開発提案書（様式1）記載の各項目および各公募課題が定める添付書類について以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した研究開発課題を提案する場合は、研究開発を遂行する上での分担機関の必要性と、分担機関における研究開発の遂行能力等も評価の対象となります。

研究公正について

公募要領 P.23-25

6. 研究倫理プログラムの履修等について
7. 利益相反の管理について
8. 不正行為・不正使用・不正受給への対応について

不合理な重複及び過度の集中の排除について

公募要領 P.29-30

採択の決定の取消し等を行うことがあります。

(a) 不合理な重複に対する措置

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
等

(b) 過度の集中に対する措置

・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
等

本日の説明事項

➤ 公募要領

➤ 研究開発提案書

➤ 参考 e-Radによる提案の流れ

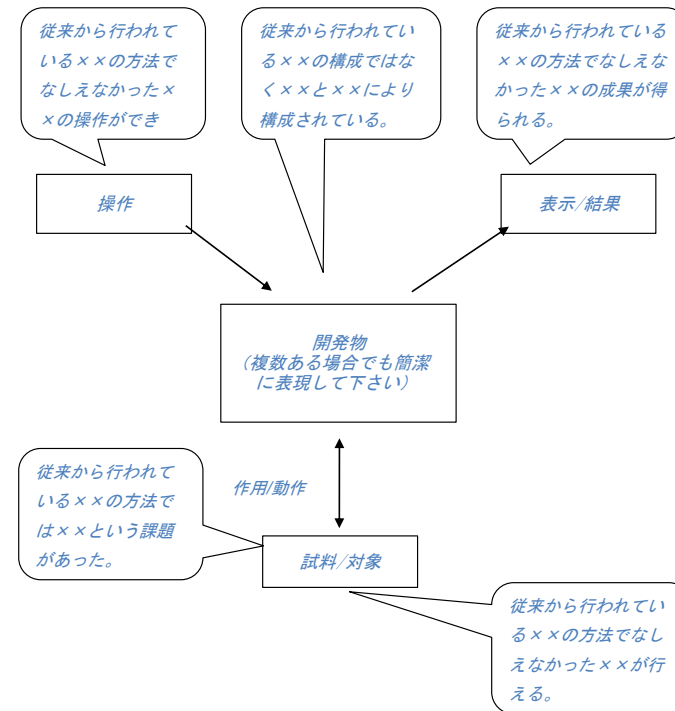
提案書 P.30 (別添様式)

・研究開発の内容 [要約版]

※研究開発の内容について、開発する物をイラストまたはブロック図などで中央に示し、その目的・作用/動作・成果（従来技術ではなしえなかった到達点）を簡潔に図示して下さい。

※対象疾患と既存療法、開発機器の概要、本研究開発の核となる部分、を含めてください。

(例)



提案書 P.14～（別紙1）

1. 基本構想

※必要に応じて図や表を用いて、A4用紙 4 ページ以内で記載してください。

- (1) 研究開発の背景
- (2) 研究開発のねらい
- (3) 研究開発計画の全体像
- (4) 研究開発の目標
 - 1) 最終目標
 - 2) 中間目標
- (5) 標準的な医療技術・医療機器に対する優位性
- (6) 競合技術に対する優位性
- (7) 研究開発の将来展望

※ 社会保障費の欄は、治療成績向上等の低減要因だけでなく、増加要因（新たな医療機器やシステムなどの導入・維持管理、新しい医療技術の提供に要する追加的な費用等）も含めて下さい。

提案書 P.14～（別紙1）

1. 基本構想

（7）研究開発の将来展望

※ 研究開発目標の達成により将来実現することが期待される、医療費適正化の効果について**実現時期、対象患者数、適正化される社会保障費**、獲得する市場規模、等を定量的に記載して下さい。根拠についても具体的に記載して下さい。また、そのほかの国民生活や経済社会への波及効果（新産業創出・社会貢献等）について、想定し得る範囲で記載してください。

- ・実現時期： 年
- ・対象となる国内の患者数： 人／年（各種統計等から引用可）
その根拠： （同上）
- ・適正化される社会保障費： 円／年
（提案する医療技術による増分を考慮すること）
その根拠： （患者数や社会保障費が変わる根拠）
- ・国内外で獲得する年間市場規模： 円／年
その根拠： （提案する医療技術が市場で拡販される根拠など）
- ・そのほかの波及効果：

提案書 P.17～（別紙2）

1. 研究開発計画 ※ 5ページ以内で記載してください。

(1) ○○（研究開発項目名を記載してください）（担当機関：○○○○大学）

年度：

年度：

年度：

(2) □□（担当機関：☆☆株式会社）

年度：

年度：

年度：

提案書 P.18 (別紙2)

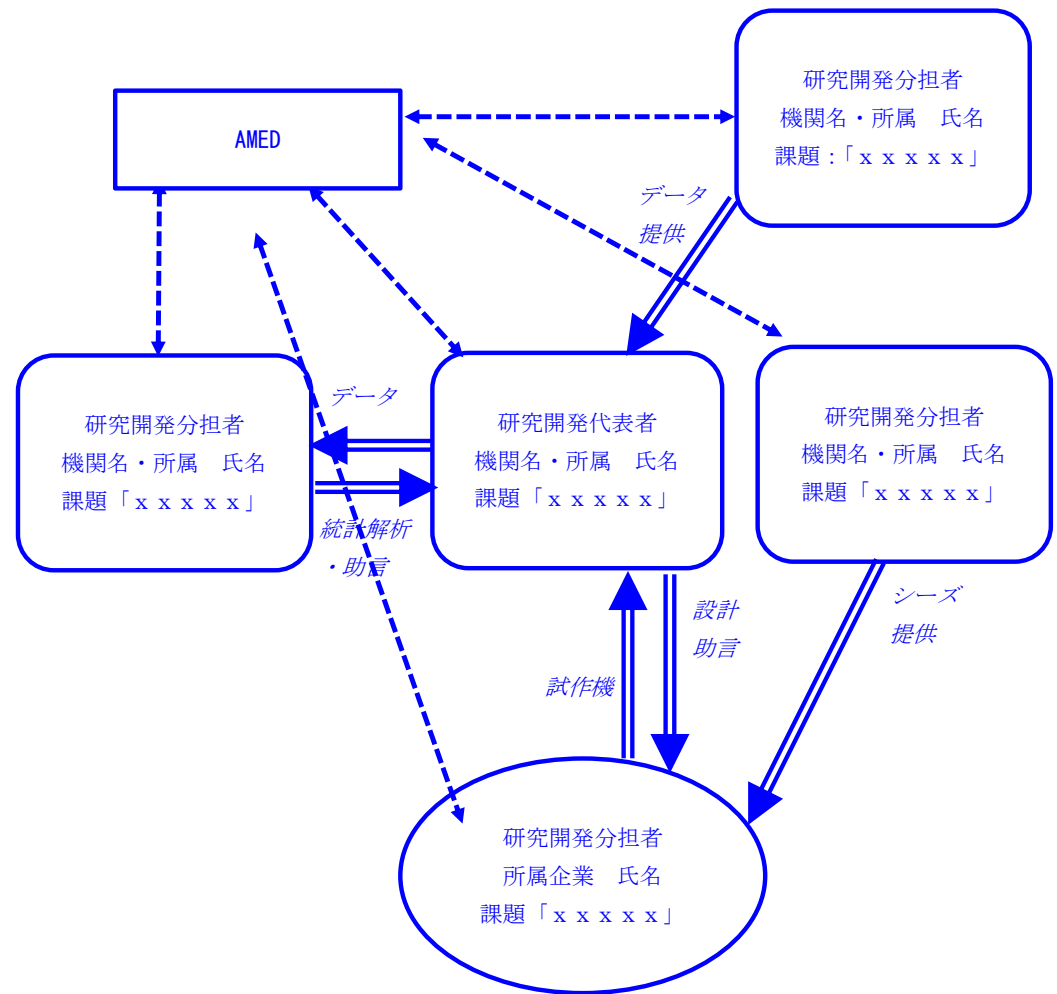
2. 研究開発の主なスケジュール

研究開発項目 マイルストーン	担当者 氏名	第1年度 (2019年度)				第2年度 (2020年度)				第3年度 (2021年度)			
1. ○○治療装置の臨床試験機開発 ・○○部の○○改良	○○○○			←→									
	○○○○			←→									
	○○○○				←→								
2. 非臨床試験	○○○○ ○○○○			←→									
	○○○○						←→						
	○○○○			←→									
	○○○○						←→						
	○○○○						←→						
3. 臨床試験の準備及び実施	○○○○ ○○○○				←→		←→						
	○○○○ ○○○○							←→					
	○○○○										←→		

提案書 P.19 (別紙2)

【記載例】

3. 実施体制図



提案書 P.20～（別紙3）

2. 知的財産に関して

（3）本提案に関連する特許権等知的財産権の取得及び申請状況

※出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

（4）他者の知的財産権に関する調査内容・調査結果・対処方針

※他者の知的財産に関する調査手法（調査対象としたデータベース、調査範囲など）と調査結果

※調査の結果、および本提案の妨げとなる恐れのある他者の知的財産があれば、その対処方針（ない場合その旨を記載）

3. 企業などへの導出の方針について

※どのような企業等へどのような形の導出を目指すのかを具体的に記載してください

№	必須/任意	提出物	主な参照箇所
1	必須	(様式1)研究開発提案書	Ⅲ.章、Ⅳ.章
2	必須※	(様式2)承諾書	Ⅲ.章、Ⅳ.章
3	必須	(添付資料1)対象疾患と既存療法、開発機器の概要、本研究開発の核となる部分を含めたスライド(A4、2枚以内)	Ⅲ.章、Ⅳ.章
4	必須	(添付資料2)工程表(ロードマップ)	—
5	必須	(添付資料3)医療機器開発マネジメントに関するチェック項目記入表	Ⅲ.章、Ⅳ.章
6	必須	(添付資料4)研究開発期間内に実施予定の臨床研究または医師主導治験等のプロトコルまたはプロトコルコンセプト	Ⅲ.章、Ⅳ.章
7	任意	(添付資料5)PMDAとの事前面談・対面助言の相談記録、および研究開発計画への反映状況	Ⅲ.章、Ⅳ.章
8	任意	(契約書・覚書等)企業等との連携・協力体制に関する書類	Ⅲ.章、Ⅳ.章

- 提案書類の提出は、受付期間内にe-Radにてお願いします。提出期限内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。
- 上記書類は、合わせて一つのPDF ファイルとしてe-RAD ポータルサイトに提出してください。なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

研究マネジメントに関するチェック項目記入表

研究マネジメントに関するチェック項目記入表

各ステージゲートにおける進捗状況について、○十分／×不十分／非該当 のいずれかを記入。

1. 臨床現場の課題 (ニーズ、市場性)	1) 当該製品のニーズは特定の意見ではなく、客観的な情報で確認できていますか。	
	2) 当該製品の使用により、医療行為として従来と何が変わるか、臨床的意義が明確になっていますか。	
	3) 当該製品が直接的、間接的に関係するステークホルダーに与える影響(メリット、デメリット)が明確になっていますか。	
	4) 対象となる患者、疾病・診療科等が明確になっていますか。	
	5) 既存製品、既存療法との違い(差別化)、将来的な保険収載を見据えた製品の付加価値が明確になっていますか。	
	6) 当該製品について、国内/海外でのニーズの違いの有無が把握できていますか。	
	7) 当該製品の使用者(顧客)が誰かが明確になっていますか。	
	8) 当該製品の業界特性は把握できていますか。	
	9) 当該製品の販売先(導入・普及場所)は明確になっていますか(一般、診療所、地域中核病院、高機能病院)。	
	10) 市場規模(導入・普及件数)は明確になっていますか。	
2. マーケティング戦略	1) 内部/外部環境分析は十分に行っていますか。(SWOT分析(※1)等)	
	2) 市場構造分析は十分に行っていますか。(5forces(※2)等)	
	3) 市場のセグメント化、ターゲットとするセグメント、自社のポジショニング等は明確になっていますか。	
	4) ベンチマーク分析(技術的観点、顧客側の観点共に)は十分に行っていますか。	
	5) 会社としての経営戦略上、当該製品の位置付けは明確になっていますか。	
3. 開発戦略	1) 当該製品の開発コンセプトが明確になっていますか。	
	2) コア技術の開発戦略は明確になっていますか。	
	3) 参考となる開発ガイドラインなど情報収集を行っていますか。	
	4) どのような効果があるか明確になっていますか。 ① 既存手段に比べた違いが明確になっていますか。	
	5) どのようなリスク(含む禁忌)があるか明確になっていますか。 ① 既存手段に比べた違いが明確になっていますか。	
	6) リスク分析の結果をふまえて開発製品の仕様が決定していますか。	
	7) 臨床試験もしくは治験、薬事申請、認可取得まで想定したスケジュールは明確かつ妥当ですか。	
	8) 上市までに必要な開発費の想定、その調達計画はできていますか。また、その用途はたっていますか。	
4. 薬事	1) 医療機器の該当性確認は済んでいますか。	
	2) 医療機器のクラス分類、一般的名称の該当性について整理できていますか。	
	3) 新医療機器、改良医療機器、後発医療機器のどれに該当するか整理できていますか。 ① 製品の使用目的、使用方法が明確になっていますか。 ② 同時に使用する機器も含めて導入が実現可能になっていますか。 ③ 既存医療機器との差分、優位性は何か、明確になっていますか。	
	4) 現行の医薬品医療機器法下で承認・認証が可能ですか(基本要件適合性確認、科学評価体系)。 ① 性能について、既存品との同等性、もしくは優位性など、有効性の実証に必要な評価が整理できていますか。 ② 生物学的安全性について、生体への接触部位、接触期間に応じて必要な評価が整理できていますか。 ③ 電気的安全性について、一般電気安全、電磁両立性評価の必要性を確認していますか。 ④ 滅菌の有無、無菌性保証について考慮されていますか。 ⑤ 放射線防護に関する対策について考慮されていますか。 ⑥ 認証基準、承認基準の有無、適合性について確認できていますか。	
	5) PMDAとの調整が進んでいますか。 ① 薬事戦略相談を受けた、もしくは受ける予定ですか。 ② 対面助言(治験相談、事前評価相談等)を受けた、もしくは受ける予定ですか。	
	6) 臨床試験(治験含む)実施のための準備事項について整理できていますか。 ① 治験の必要性の有無が明確になっていますか。 ② プロトコル策定、IRB、モニタリング、監査等、医療機関の実施体制について確認していますか。	
	7) QMS省令に基づいた製造管理、品質管理体制が構築されていますか。	

留意点

- PDFに変換後、他の書類と連結して提出 (名前を付けて保存で、pdfを選択して保存する)

- 研究開発のステージに応じて ○または×を記す

- 研究開発のステージを示すものなので、必ずしも○が良く×が悪いというわけではない

本日の説明事項

- 公募要領
- 研究開発提案書
- 参考 e-Radによる提案の流れ

【e-Radを利用した応募の流れ】

研究者（研究代表者） 公募要領・研究開発提案書の取得
AMEDのホームページの公募情報から、公募要領と研究開発提案書をダウンロードします。



研究者（研究代表者） 代表機関の長の了承をとった上で、応募情報の入力と提出
研究開発提案書を作成し、応募情報を入力して提出します。
e-Radには、研究代表者のID以外でログインしないでください。

提出

所属研究機関の事務分担者 応募情報の確認・修正依頼・却下
所属研究機関の事務分担者は、応募情報を確認・修正依頼・却下します。
※事務分担者を登録している所属研究機関のみ行う操作。

確認

所属機関の事務代表者 応募情報の承認・修正依頼・却下
所属研究機関の事務代表者は、応募情報を承認・修正依頼・却下します。

承認

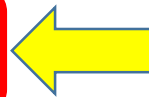
配分機関（AMED）の担当者
応募情報の受理・修正依頼・不受理をします。

受理

公募情報の受理

研究代表者が
行う項目

（注意）
締切日まで「承認」が行われた
ことを確認してください。



公募説明会

ありがとうございました。

日本医療研究開発機構（AMED）
産学連携部 医療機器研究課

AMED公募ホームページURL : <https://www.amed.go.jp/koubo/>

公募説明会においていただいた質問

Q.

各公募課題の(5)採択条件(h)「中央IRBによる一括審査実施」は、採択において必須か。

A.

公募要領にありますように「重点的に考慮」いたしますが、必須ではございません。